

森連だより

2026 | No.126



岩手大学農学部との
連携協定における会員組合向け
実践勉強会



トピックス

- 第75回通常総会開催
- 岩手大学農学部との連携協定締結とその後の取り組み

JForest

発行所 福島県森林組合連合会
住 所 福島市中町5番18号
TEL 024-523-0255(代表)

第75回通常総会開催

去る5月29日(金)に福島市のアクティおろしまちにおいて第75回通常総会を開催いたしました。

水野郁夫副会長理事より開会を告げ、田子英司代表理事会長が挨拶を行いました。続いて、議長として清野邦夫西会津町森林組合長が選出され、全9議案が承認されました。

本会の事業運営につきましては、令和7年度は、会員組合と連携し、本県の森林・林業の復興再生に向けて、ふくしま森林再生事業や広葉樹材再生事業等に取り組み、また、新たな事業の展開を模索し、広葉樹材の利活用に向けた検討を進める中で、関係機関との意見交換を行い、会員組合のご協力の下、広葉樹材を加工して出荷する取組を開始しました。

各部門において事業計画の実行確保に努めた結果、当期剰余金を計上することができました。

令和8年度は、令和4年2月に策定した「福島県森林組合連合会JForestビジョン2030基本方針」に基づき、会員の指導・監査の実施、組合単位では困難な広域連携による販路拡大や価格交渉を通じた県内森林組合の安定的な経営基盤の確立によって森林所有者の社会的・経済的地位の向上につながるよう取り組んでまいります。また、森林資源の充実に伴い、「伐って、使って、植えて、育てる」資源の循環利用を通じた経営基盤の強化とともに、山元への一層の利益還元を図ることが期待されていることから、地域林業の担い手としての役割を果たしていくため、引き続き、会員組合と連携し、人材の確保・育成や木材の安定供給に邁進してまいりますので、関係各位の一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



総会の様子



会長挨拶



議長による議事進行

岩手大学農学部との連携協定締結と その後の取り組み

去る令和8年3月26日に国立大学法人岩手大学農学部（以下、岩大農学部。）と当会は、包括連携協定書調印式を行いました。

包括連携協定は、県内の森林資源の充実した状況下において林産への移行が進んでいないことや、原発事故による復興事業からの脱却など、様々な課題の解決に向けて、実効的かつ幅広い連携の構築を目指すことを目的とした取り組みを実施していくこととしています。

このたび、連携協定における人材育成の一環として、7月28日から29日にかけて、会員組合を対象とした勉強会を開催しましたので、ご紹介します。

主伐再造林が本格化する中で森林組合系統が組合員の皆様のニーズにお応えできるよう、実践的な内容を踏まえた勉強会を目指し、郡山市森林組合から主伐再造林の予定地を研修フィールドとして提供いただいたことで実現しました。

講師には岩大農学部齋藤教授、スギサチ林業事務所大地代表、郡山市森林組合磯貝参事をお招きし、施業に関することだけではなく森林組合ならではの業務上の課題など、より深いテーマについても活発なディスカッションが行われました。

現在、当会の販売部門強化に向けたプロジェクトを進めており、今後も勉強会の開催など連携協定を軸とした新たなチャレンジを続けていきますので、続報は当会公式Instagramなどで発信していきたいと思ひます。



当会会長田子と岩手大学農学部森林科学コース國崎学科長による調印の様子



8組合から18名が参加班ごとに現地踏査、主伐再造林に適した作業システムなどの検討を実施



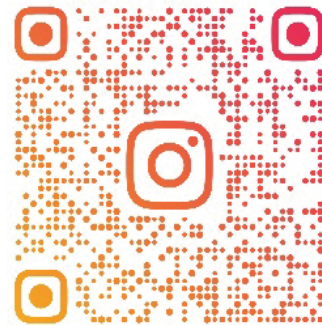
講師との対話により、課題点の洗い出しや間伐施業との違いを実感

人と地球の真ん中に木があります、森林からのメッセージ。



ホームページ、リニューアルしました。

<https://fukumoriren.org>



FUKUSHIMA_MORIREN

インスタグラムでも情報発信しています

人は生まれながらに「人」として生きる権利を持っています。

国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日に「世界人権宣言」を採択し、その主旨は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり尊厳と権利において平等である」という内容でした。



1966年（昭和41年）「国際人権規約」を採択、「人権の国際基準」を示し地域紛争や、人権侵害、難民問題が取り上げられる中で、世界が「人権」についてよく考えるようになりました。

1994年（平成6年）の総会において1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための10年間」と決議しました。以後、各国において積極的に取り組むよう要求しています。

これを受けて、我々森林組合を含む全国農林漁業団体では「人権問題啓発促進事業」を開始し、継続してこの運動を展開しています。

「人権」は永遠のテーマです。

わたしたちは人権について学び、かつて採択した「世界人権宣言」の主旨を次の世代へ引き継がなければなりません。

私たちの身近にひそむ差別や、偏見、人権侵害につながる人権課題に対する心構えを常に持ち続けましょう。



秋分の日、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます

今後も退職金制度の発展に一層のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

また、今年度、新規採用された方の加入手続きは、お済みでしょうか？

お手元に証紙を貼り終えた林退共手帳はございませんか？

お手続きがまだお済みでないようでしたら、お早めに申込みくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点やご質問があれば、お気軽にお問い合わせください。

林退共では、次のような方々に対し、手続きをお取りいただくよう呼びかけております。

○すでに林業界から引退し未だ退職金を請求されていない方（証紙実績24月（1ヶ月は17日）以上で請求できます。）

○長期にわたり手帳更新をされていない方

該当する方がいらっしゃいましたら、手続き方法等について右記へお問い合わせをお願いいたします。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL 03-6731-2887

FAX 03-6731-2890

林退共

検索

福島県支部

（福島県森林組合連合会内）

〒960-8043 福島市中町5番18号

TEL 024-523-0255 FAX 024-523-0259